

■新年のご挨拶



新年明けましておめでとうございます。

当ネットとうほくは、2017(平成 29)年 4 月 25 日に適格消費者団体としての認定を受け、今年で 3 年になろうとしています。

お陰様で皆さまからの物心両面にわたるご支援とご協力により、当ネットの検討委員会は、常時約 20 件以上の事案について照会や申入れ等を行う活動を続けるとともに、現在、仙台地裁に差止請求訴訟 1 件を提起するなど、活発な活動を展開し得ています。

とりわけ、当ネットでは、東北各地の准教授等の学識者を講師として「消費者被害事例ラボ」(略称・消ラボ)と称する事案研究会を定期的に開催し会員の知見を深める活動を行い、その成果は、「先端消費者法問題研究—研究と実務の交錯—」(民事法研究会)と題する書籍に纏めていますが、このたび、この「消ラボ」の活動が「津谷賞」実践賞を受賞することになり、本年 3 月に東京・主婦会館での授賞式に参加してくる予定です。

その他、昨年 6 月には、北海道の適格消費者団体「ホクネット」と共同して消費者庁の委託事業を展開し、また、8 月には認定 NPO 法人の認証を受けました。これにより、当ネットに寄付をなされた場合、一定額の税金控除が認められることになりましたので、これを機会に皆様からも、是非、当ネットの財政基盤強化のためにカンパをご検討いただければ幸いです。

ネットとうほくの会員一同、今年も、ますます、活発な活動を展開していく所存ですので、皆様には、熱いご支援とご協力をお願いする次第です。

では、皆様のご多幸を祈念し、新年のご挨拶に代えさせていただきます。今年もどうぞ宜しくお願い致します。

2020 年 1 月

特定非営利活動法人 消費者市民ネットとうほく
理事長・弁護士 吉 岡 和 弘



■株式会社防災センターに対する訴訟の経過報告

2019 年 11 月 26 日 (火)、株式会社防災センターに対する不当条項使用等差止請求事件の裁判が仙台地方裁判所 308 号法廷で開催されました。

この裁判では、ネットとうほくから相手方に対する請求を一部変更する内容の書面を提出しました。また、防災センターは、前回の裁判において不十分であった回答を補う書面を提出し、次回までに、当団体から新たに出した書面に対し、反論を行う予定とのことです。

なお、住所が違うものの、同じ代表者で、かつ、「防災センター」という商号の法人がもう一つ存在することが判明しておりました。当団体では、当該法人を形式的に名乗り、こちらで不当な勧誘がなされる可能性があることから、この別法人の「防災センター」に対しても、新たに提訴を行いました。こちらについても、同じ裁判隊で同時に審理される予定です。

次回期日は、2 月 4 日 (火) 午前 10 時 30 分から同法廷にて開かれます。

■2019 年度第 4 回「ネットとうほく消費者被害事例ラボ」(消ラボ)を開催しました

2019 年 11 月 11 日 (月) 18:35 から、仙台弁護士会館において、2019 年度第 4 回目となる消ラボを開催し、22 名が参加しました。



講師 窪幸治教授

今回は、『つけこみ型勧誘』に関する規律の検討」というテーマで、ネットとうほく検討委員で岩手県立大学の窪幸治教授が講義を行いました。近時の消費者契約法の改正によって追加された取り消し類型に着目した講義となりました。

まず、消費者契約法の 4 条 3 項及び 4 項について、現代では、相手方の困窮や経験不足に乗じて利益を得たり、相手方に著しい不利益を与えたりする場合には、何らかの形で契約の修正が行われるべきとされる「暴利行為」、もしくは、顧客の性質に応じて販売・勧誘がなされなければならないとする「適合性原則」の観点から取り消され得るのだ、という理論的基礎の説明がありました。

その後、各取り消し類型について、具体的な事例を交えながら解説がなされました。「近時改正された 4 条 3 項 3 号の『社会生活上の経験』という要件と、『過大な不安』という要件との関係性についてどのように考えられれば良いのか疑問」、同項 5 号について、「親族の立ち会いがあるだけで有効と理解されてしまうのか」といった問題点の提起などがありました。

最後に、判断構造の实质は「不安をあおる告知」、「人間関係の濫用」、「過量販売」であること、判断するのに脆弱性がある消費者を救う手立てにはなり得るだろうとのまとめがありました。

意見交換では、「すでに民法で詐欺・強迫が規定されているのに、消費者契約法において再度『つけこみ型』を規定する意義は何なのか」や、「予防的な効果はないのか」といった議論がなされました。

次回の消ラボは、1 月 16 日 (木) 18:30 から仙台弁護士会館において「集団的被害回復制度の対象を考える」をテーマに開催します。講師は福島大学の中里真准教授です。

■ネットとうほくの広報活動

* 青葉区民まつりに参加しました

11 月 3 日 (日) 第 31 回青葉区民まつりに仙台市消費生活センターとの共催で参加しました。今回で 3 年連続の参加となり、消費者トラブルや特殊詐欺被害の防止、仙台市消費生活センターの業務、適格消費者団体の役割、消費者団体訴訟制度を PR しました。

今回実施したアンケートでは、ネットとうほくの周知度を問うだけではなく、実際に消費者被害にあったことがあるか、情報提供の意思などを尋ねました。幸い、「消費者被害にあったことがある」と答えた方は少数でしたが、「架空請求」や「1 回のお試し購入だと思ったら、定期購入だった」という被害も見られました。

また、ブースに立ち寄って下さった方からは、「つい、自分は大丈夫と思ってしまいが、気を付けないといけないね。」や、「被害にあったり、広告等おかしいと思ったら、そのままにしているのはダメなんですね。」という声が聞かれました。



*消費生活展に出展しました

宮城県・宮城県金融広報委員会が主催する「令和元年度消費生活展」が、12月17日（火）～20日（金）まで東北電力グリーンプラザ 1階アクアホールで開催されました。今回は、「社会を見つめて賢い消費者に！～消費生活とお金の生かし方を考えましょう～」をテーマに開催され、消費者を狙う問題商法や金融知識、製品事故などのパネル展示を始め、クイズラリーや出張生活相談コーナーなどがありました。ネットとうほくも例年通り、パネルとリーフレットを出展しました。

また、ネットとうほく理事でもある（公社）日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会の大西二郎東北支部長が「～ヒトよし、モノよし、世間よし～エシカル消費」と題して消費生活講座を行いました。



■講師を派遣しました

これまでも紹介してきましたが、ネットとうほくでは、ご要望にお応えし、各地に講師を派遣しています。11月は福島県にお邪魔し、2ヶ所で講師活動を行いました。

*東北都市消費者行政協議会福島県研修会

福島県内13市の消費者行政担当職員、相談員を対象とした研修会が2019年11月14日（木）行われ、理事の鈴木裕美弁護士が、「最近の消費者問題及び消費者教育の現状と課題」をテーマに講義を務めました。参加者からは、「具体的な最新の事例が聞けて勉強になった。」「今後の消費者行政に活かしたい。」との声をいただきました。

*令和元年度消費生活相談員等第2回専門研修

2019年11月29日（金）、相談事例の多い問題に理解を深め、制度改正等にも対応できる知識を身に付ける為の研修会が福島県消費生活課主催で行われ、理事の中里真福島大学准教授が、適格消費者団体の活動と課題について講義を行いました。差止請求に繋げる為、どのような部分を中心に聞き取りをしているのか、消費生活センターから案内する場合の注意点などの質問が寄せられました。

「おかしい」「騙されているのでは」と思ったら
一人で悩まず



消費者庁
消費者ホットライン 188
イメージキャラクター
イヤヤン

「消費者ホットライン」☎188（局番なし）にすぐ電話！

～お近くの消費生活相談窓口につながります～

■講演会開催のお知らせ

2020年3月6日（金）18：30から、ネットとうほく2019年度第3回講演会を開催します。
詳細は、同封のチラシをご覧ください。皆さまのご参加をお待ちしております。

テーマ：～悪質なネット広告の見極め方と対処方法～

ネット広告やアフィリエイト広告の仕組み

日時：2020年3月6日（金）18：30～20：30（受付18：10～）

場所：仙台弁護士会館4階ホール（仙台市青葉区一番町2-9-18）

講師：笠井北斗氏（日本アフィリエイト協議会代表理事）



■リレーエッセイ

13回目となる今回は、検討委員の向田敏弁護士です。

架空請求詐欺の根絶を

山形県で弁護士をしております向田敏です。架空請求詐欺について感じていることを書きたいと思います。

最近インターネットで、「東京簡易裁判所民事第9室」を名乗る架空請求詐欺の封書が届いているという情報に接しました。公的機関をかたる架空請求は、以前は、「法務省管轄支局国民訴訟通達センター」などの全く存在しない機関を名乗っており、封書でなくハガキを利用していました。また、その文面も全くあり得ないような内容でしたので、まわりの人に相談すれば詐欺だとわかるものだったと思います。

そのような中で、はがきで裁判所からの書類が送られてくることはないということが広報されてきておりました。ところが、「東京簡易裁判所民事第9室」からの書類は、封書に入っており、住所も本物の東京簡易裁判所と同じで、手紙には印鑑も印刷されているようです。このようになってしまうと、弁護士などの専門家でないと本物かどうか簡単には見分けがつかないことになってしまいます。

私も、架空請求詐欺の相談があったときは無視するように説明しておりました。しかしながら、このような弁護士や公的機関の対応が、架空請求詐欺の手紙がなくなる原因を作っていたのではないかと反省しております。

架空請求詐欺の手紙を送ることは、詐欺未遂罪が成立する可能性があり、「東京簡易裁判所民事第9室」の手紙は、公文書偽造罪が成立するものとも言えます。架空請求詐欺の手紙を送った人が逮捕されれば、架空請求詐欺の手紙は激減すると思います。

通信の秘密など法的には難しい問題がありますが、警察、公的機関、法律家が協力して架空請求詐欺の手紙を送ること自体を犯罪として取り締まる必要があると考えております。

【発行元】内閣総理大臣認定 適格消費者団体

認定 NPO 法人 消費者市民ネットとうほく事務局

〒981-0933 仙台市青葉区柏木1-2-40 ブライトシティ柏木 702

TEL 022-727-9123 FAX 022-739-7477

e メールアドレス shiminnet-tohoku@triton.ocn.ne.jp